

## 天理市美しいまちづくり条例

わたしたちのまち天理市は、豊かな自然環境や数多くの歴史的文化遺産、また先人から伝えられてきた誇りある地域文化のもと、発展を遂げてきた。

わたしたちは、このことを深く認識し、わたしたちが暮らすまちに愛着を持って、先人から受け継いだ快適な生活環境の保全及び創造に取り組むことで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを次世代へ引き継いでいく責務がある。

わたしたちは、その責務を自覚し、快適な生活環境の保全に係る規範意識を自ら高め、周囲の人々を思いやる心を育むとともに、相互の理解と連携の下、協働して誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、天理市環境基本条例（平成23年12月天理市条例第26号）の基本理念に則り、生活環境を保全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、弁当殻その他飲食物等を収容していた容器及び紙くず、たばこの吸い殻、食物の食べ残しその他これらに類する物で、投棄されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。
- (4) ポイ捨て ごみ等を回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (5) 公共の場所 市庁舎、学校、道路、河川、公園その他の公共の用に供される場所をいう。
- (6) 愛護動物 飼い犬、飼い猫その他愛護のために飼養し、又は保管する動物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、快適な生活環境の保全に係る規範意識を高め、地域の快適な生活環境の形成に努めるとともに、市が実施する生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に繁茂した雑草、枯草又は投棄されたごみ等を除去し、当該土地へのごみ等の不法投棄を防止する措置を講ずる等、適正に管理するよう努めるものとする。

2 建物所有者は、その所有し、占有し、又は管理する建物の荒廃を防止する措置を講ずる等、適正に管理するよう努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、管理し、若しくは占有する場所において、みだりにポイ捨てをしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において自ら生じさせたごみ等は、指定された回収容器がある場合を除き、持ち帰るよう努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第8条 容器入りの飲料及び食品を販売する者（自動販売機の設置者を含む。）は、販売する場所にごみ等の回収容器を設置し、及び適正に管理して、ごみ等の散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

(喫煙の制限)

第9条 市民等は、市が設置して管理する庁舎及び公の施設（敷地を含む。）において、当該施設の管理者が指定する場所を除き、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(愛護動物の管理)

第10条 愛護動物の飼い主は、当該愛護動物が他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理しなければならない。

2 愛護動物の飼い主は、公共の場所において当該愛護動物のふんを放置してはならない。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。